

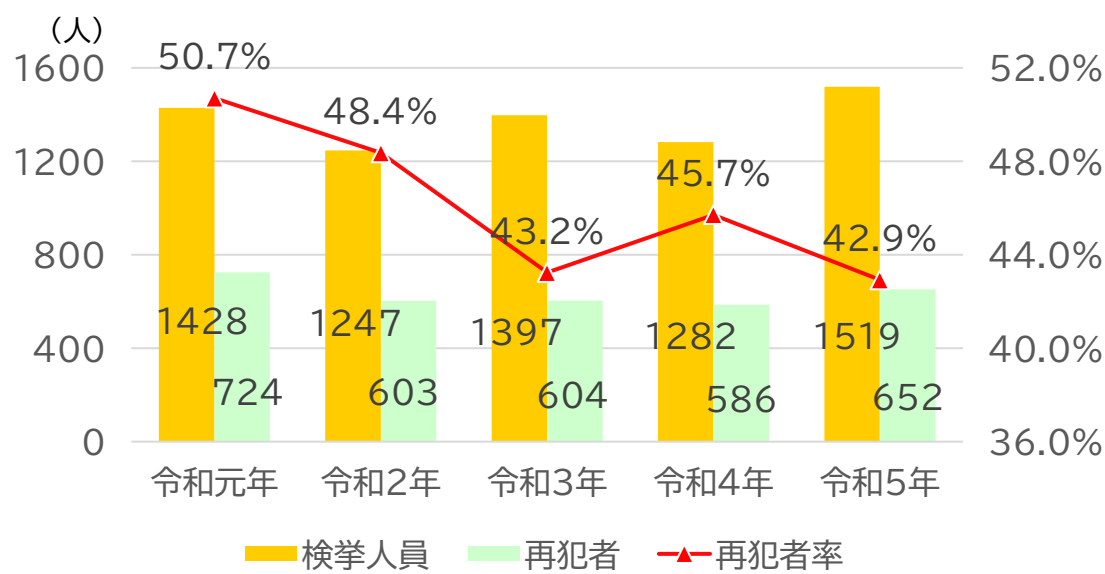
「第2次石川県再犯防止推進計画」(案)の概要について

第1 計画の位置付け

- 再犯の防止等に関する施策を推進し、犯罪をした者の社会復帰を促進することにより、県民が犯罪の被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため「石川県再犯防止推進計画」を策定する
- 再犯の防止等の推進に関する法律に基づく県の再犯防止推進計画
- 国の関係機関や犯罪をした者の社会復帰に尽力されている民間団体や市町と連携しながら、再犯防止に取り組んでいく
- 計画期間:令和7年(2025年)度から令和11年(2029年)度までの5年間

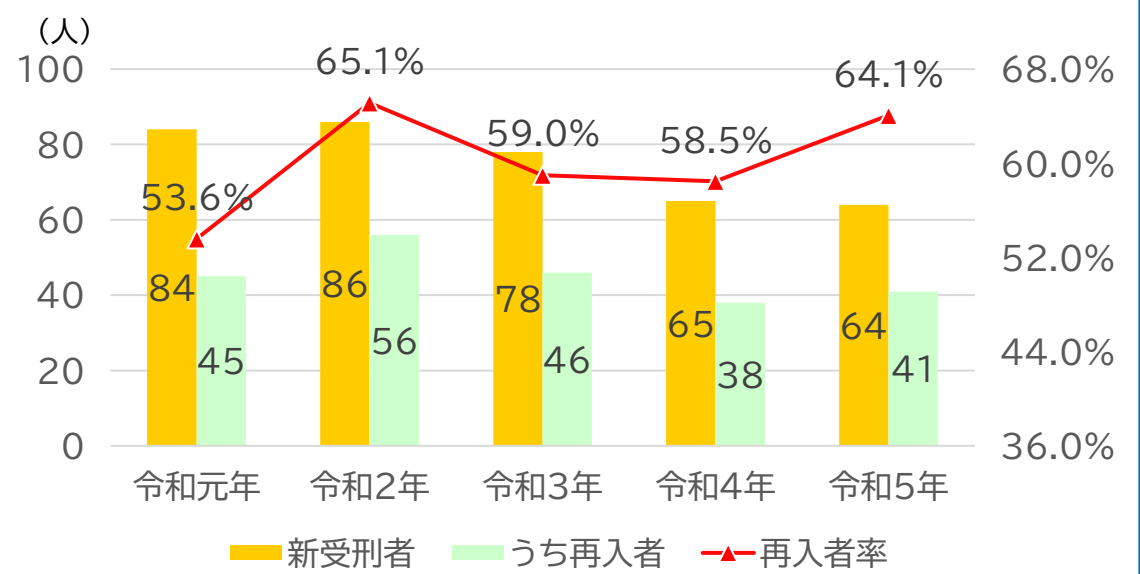
第2 再犯防止をとりまく本県の状況

刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



(参考) 令和5年の全国の再犯者数: 183,629人
再犯者率: 47.0%

新受刑者中の再入者数及び再入者率 (犯行時居住地が石川県の者)



(参考) 令和5年の全国の再入者数: 7,748人
再入者率: 55.0%

第3 再犯の防止等に関する目標

- 新受刑者中の再入者数※を更に低下させる

基準値 新受刑者中の再入者数※ 41人 (令和5年) ※犯行時居住地が石川県の者

第4 主な施策

1 就労・住居の確保等

- (1) 就労の確保
 - ・就労意欲がある刑務所出所者等への就労支援
 - ・犯罪をした者等を雇用する協力雇用主制度のPR
- (2) 住居の確保
 - ・公営住宅の入居における配慮に向けた検討
 - ・犯罪をした者の賃貸住宅への受け入れに対する理解の促進

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

- (1) 高齢者または障害者のある者等への支援
 - ・高齢出所者等自立困難な者に対する地域生活定着支援センターによる支援
 - ・犯罪をした者等に対する保健医療・福祉サービス周知
- (2) 薬物依存等の問題を抱える者への支援
 - ・薬物等の依存症者やその家族等に対する支援の充実
 - ・薬物等の依存症者の支援関係機関との連携強化

3 非行の防止・学校等と連携した修学支援

- ・警察と学校等が連携した非行防止活動の実施
- ・学び直しを望む出所者等に対する修学支援

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

- ・発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等
- ・ストーカー加害者に対する指導等
- ・暴力団離脱に向けた支援

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

- (1) 民間協力者の活動の促進
 - ・保護司会やBBS会の活動の促進
 - ・民間団体の啓発活動への支援
- (2) 広報・啓発活動の推進
 - ・再犯防止に対する理解の促進のための啓発の実施
 - ・犯罪をした者等の人権啓発の強化

6 国・市町・民間団体等との連携強化等

- ・県と国の関係機関、市町、民間団体等で構成する連絡会議の設置
- ・市町における再犯防止施策の促進及び連携の確保
- ・地域のネットワーク構築の支援